

大阪府河内長野市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、令和６年１月１日現在における大阪府河内長野市（以下、本市という。）の行政区域とする。

面積は、**10,963**ヘクタールである。

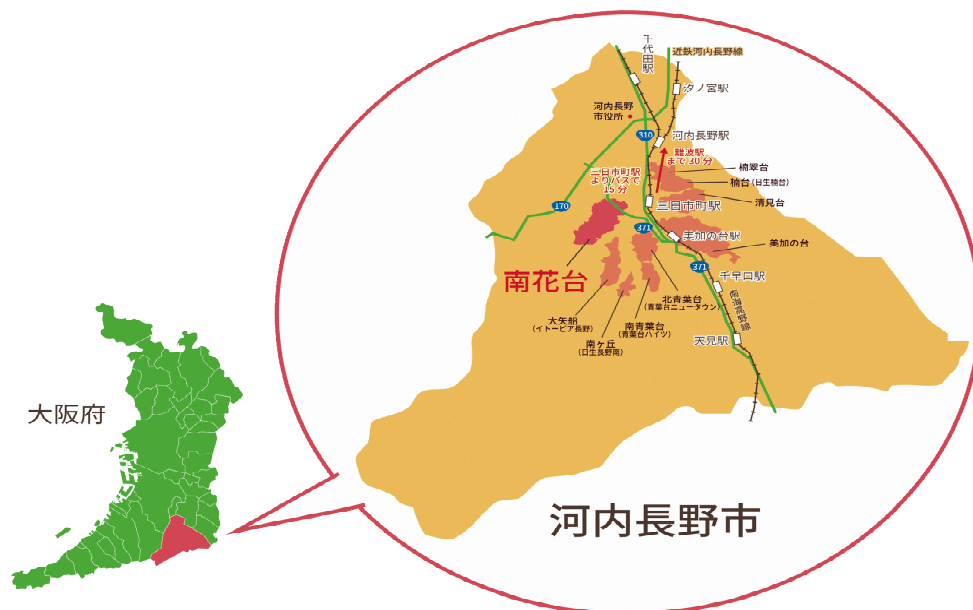
なお、本区域は、下記の環境省が選定した環境保全上重要な地域等を含むほか、国内希少野生動植物種の生育・生息域を含む可能性があるため「８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

[環境保全上重要な地域]

- ・ 環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
（石見川のウラジロガシ林、天見八幡神社のシイ林、岩湧山のヒノキーツガ林、岩湧山のススキ草原）
- ・ 自然公園法に規定する自然公園区域（金剛生駒紀泉国定公園）
- ・ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定する近郊緑地保全区域（金剛生駒近郊緑地保全区域）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
（天野山鳥獣保護区、岩湧山鳥獣保護区、地藏寺鳥獣保護区、滝畑鳥獣保護区）
- ・ 大阪府における保護上重要な野生生物レッドリストに掲載されている生物多様性ホットスポット（「天見・岩湧山・滝畑・槇尾山」、「鉢ヶ峯寺・豊田・別所・金剛寺」）

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施区域、シギ・チドリ類渡来湿地、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域は本区域に存在しない。

(河内長野市位置図及び市域図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
(地理的条件)

本市は大阪府の南東端に位置し、東は金剛山地で奈良県、南は和泉山脈で和歌山県と接し、北を頂点とした三角形の市域を形づくっている。府内で3番目に広い面積の7割は森林で、石川や石見川など河川沿いに平野が開け、北に向かって河内平野に続いている。

市域の大部分は砂岩地帯、肥沃な土壌と内陸性の湿潤温暖な気候があいまって、稲や野菜、果樹の栽培に適している。

(インフラの整備状況)

① 公共交通機関

鉄道路線は、南海電気鉄道高野線と近畿日本鉄道長野線が通っており、南海高野線の千代田駅、河内長野駅、三日市町駅、美加の台駅、千早口駅、天見駅、近鉄長野線の河内長野駅、汐ノ宮駅の計8駅を有している。

② 主な道路網

国道 170 号（大阪外環状線）が市のほぼ中央を縦貫し、主要な交通軸となっている。

(教育機関)

本市には2つの大学・短期大学があり、大阪千代田短期大学には、保育者を養成する幼児教育科があり、幼児教育と介護福祉、保育福祉教養の各コースがある。短期大学附属幼稚園での教育実習、おおさかちよだ保育園での保育実習も行われている。

また本市は、高野山大学及び千代田短期大学それぞれと包括協定を締結し、この協定を基に、高野山大学は教育学科を文学部へ新設する計画が文部科学省から令和2年に認可され、令和3年4月1日から千代田短期大学の校舎内に教育学科を開設している。

(産業構造)

本市に所在する全 2,434 事業所の割合をみると、第1次産業（農業、漁業、林業）が9事業所(0.4%)、第2次産業が386事業所(15.9%)、第3次産業(前記以外の産業)が2,039事業所(83.8%)となっている。大阪府全体の350,992事業所において、それぞれ321事業所(0.1%)、61,584事業所(17.5%)、289,087事業所(82.4%)であるのと比較すると本市では第3次産業に属する事業所の割合が高い(令和3年経済センサス活動調査)。

本市の全産業の従事者数(企業単位)は24,101人であり、上位から医療・福祉が7,057人(29.3%)、卸売業・小売業が4,885人(20.3%)、製造業が3,759人(15.6%)となっている(令和3年経済センサス活動調査)。また、全産業の売上高(企業単位)360,659百万円のうち、製造業が106,878百万円(29.6%)で2番目に多くなっている。付加価値額(企業単位)についても、全産業95,929百万円のうち、製造業が19,995百万円(20.8%)で2番目に多くなっている(令和3年経済センサス活動調査)。

本市の林業は主にスギ・ヒノキを搬出し、建築材等に利用されている。大阪府内共販所における本市産材は令和4年度で424 m³であり、当該共販所の取扱い実績の9%を占めている。大阪府で登録されている意欲と能力のある林業経営体の3社のうち2社で本社(株式会社南河内林業)又は支店(大阪府森林組合南河内支店)を構えており、大阪府下で林業が盛んに行われている自治体である。

(人口分布の状況)

市制直後の昭和 29 年に約 3 万人であった人口は、高度経済成長期の千代田台、南花台住宅団地等の開発により急激に増加し、昭和 63 年に 10 万人を超えた。その後も増加傾向にあったが、平成 12 年をピークに減少に転じており、101,692 人となっている。年少人口は平成 2 年より減少傾向にあり、生産年齢人口についても平成 12 年をピークに減少している一方、老年人口は昭和 50 年より増加が続いている。(令和 2 年国勢調査、令和 5 年 12 月河内長野市人口動態の分析)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、2,434 の事業所が所在し、そのうち製造業については、全事業所数の約 8% を占める 200 事業所が所在する。この製造業の付加価値額(企業単位)については、全産業に占める割合で見た場合、本市は 20.8%、全国ベースでは 16.4%となっており、また、売上高(企業単位)を見ても、本市の製造業が 29.6%を占めているのに対し、全国ベースでは 19.4%となっていること等から、製造業は本市において重要な産業の一つであるといえる(令和 3 年経済センサス活動調査)。

次に、その製造業を中分類でみると、製造品出荷額等における割合は、鉄鋼業(28.4%)が最も多く、はん用機械器具製造業(24.4%)、金属製品製造業(20.9%)、生産用機械器具製造業(4.1%)、食料品製造業(1.2%)と続いている(令和 3 年経済センサス活動調査)。

鉄鋼業、はん用機械器具製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、食料品製造業等の産業集積と、本市の施策を組み合わせ、地域経済牽引事業を促進することによって、質の高い雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、促進地域全体への好循環を図る。

また本市は、約 300 年の歴史を誇る河内林業地に位置しており、令和 4 年度の河内長野市産木材の搬出量は 424 m³(大阪府内共販所令和 4 年度実績)に及ぶ。産出された木材は「おおさか河内材」というブランドで外内装材等に活用されている。「おおさか河内材」は大阪府が認証制度を設けている「おおさか材」の一つであり、認証制度で登録を受けた市内事業者 2 社が林業活動促進地区として質の良い木材の生産に努めている。このような本市の強みを生かすために、林業については老朽化した林道の補修、活動している林業事業者への支援など林業者の持続可能な経営を後押しする取り組みを検討・実施している。

また、「おおさか河内材」の販売を促進するために「おおさか河内材販売促進協議会」が設立されており、本市も協議会を支援して、「おおさか河内材」の供給量の確保や林業を活性化する取り組みを進めている。

このような取り組みを通じて、「おおさか河内材」の良さを生かした販売促進、ブランド化により売上高の向上を目指す地域経済牽引事業を促進することにより、持続可能な林業経営に繋げ、地域経済を活性化させ、促進地域全体への好循環化を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	172.3 百万円	—

(算定根拠)

1 件あたり平均 6,889 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.25 倍の波及効果を与え、促進区域で 172.3 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,889 万円(大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額(令和 3 年経済センサス活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 1 %以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 4 %以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 4 %以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

- 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

- 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①河内長野市のはん用機械器具製造業をはじめとする機械器具製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

②河内長野市の地元産材ブランドである「おおさか河内材」を活用した林業分野

（２）選定の理由

①河内長野市のはん用機械器具製造業をはじめとする機械器具製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本市は、高向・上原地区や小山田西地区における土地区画整理事業、赤峰市民広場の産業用地化など、雇用の創出を目的として、将来的に産業用地を確保する事業を複数進めており、市内外で生産規模拡大に積極的な製造業を始めとする事業者の誘致を積極的に実施している。

また、本市は、2,434の事業所が所在し、そのうち製造業については、全事業所数の約8%を占める200事業所が所在する。この製造業の付加価値額（企業単位）については、全産業に占める割合で見た場合、本市は20.8%、全国ベースでは16.4%となっており、また、売上高（企業単位）を見ても、本市の製造業が29.6%を占めているのに対し、全国ベースでは19.4%となっていること等から、製造業は本市において重要な産業の一つであるといえる（令和3年経済センサス活動調査）。

次に、その製造業を中分類でみると、製造品出荷額等における割合は、鉄鋼業（28.4%）が最も多く、はん用機械器具製造業（24.4%）、金属製品製造業（20.9%）、生産用機械器具製造業（4.1%）、食料品製造業（1.2%）と続いている（令和3年経済センサス活動調査）。

鉄鋼業は、他の製造業と比較して付加価値額の特化係数が10.35、従業員数の特化係数が9.38であり、本市において稼ぐ力が非常に高い業種である。

また、はん用機械器具製造業は、付加価値額の特化係数が5.10、従業員数の特化係数が3.67であり、これらの業種も稼ぐ力が高い。

金属製品製造業においても、付加価値額の特化係数が9.32、従業員数の特化係数が4.17であり、これらの業種も稼ぐ力が高い（令和3年経済センサス活動調査）。

本市としては、地域経済の基幹となっている製造業への支援は必要不可欠と考えており、関係機関との連携や商工会等を通じて、国、府及び市等の施策情報の提供を各事業所へ行い、製造業全体を支援できる体制を整えていく。また本市では（仮称）河内長野市中小企業振興基本条例を令和6年度に制定予定であり、この条例に基づいて、本市内の中小企業及び小規模企業を支援する施策を令和6年度以降実施していく予定である。

このように、鉄鋼業、はん用機械器具製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、

食料品製造業等の産業集積と、本市の施策の組み合わせ、地域経済牽引事業を促進することによって、質の高い雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、促進地域全体への好循環化を図る。

②河内長野市の地元産材ブランドである「おおさか河内材」を活用した林業分野

「おおさか河内材」の産出地としての森林は約 7,300ha である。多くは間伐材として消費しており、木材利用により間伐が進むという好循環に繋がっている。また、本市の林業経営体は、15 経営体が所在し、大阪府全体の林業経営体の約 12%を占める（2020 年農林業センサス）。

こうした「おおさか河内材」の活用利点を踏まえ、「おおさか河内材販売促進協議会」と連携し、「おおさか河内材活用支援事業補助金」の交付や森林所有者向け勉強会を実施し、林業活性化に向けて取り組んでいる。令和元年度からは、森林の新たな活用方法として「森林 ESD」事業に取り組んでおり、木材産出地としての活用だけでなく、環境教育の場としての活用を提案している。そのほか、「おおさか河内材」の木工商品開発も行っており、木材を付加価値の高い商品として売り出し、ひいては林業が稼ぐ力を高める起爆剤となるよう取り組んでいる。

大阪府による「おおさか材認証制度」で登録を受けた市内事業者は 2 社存在しており、質の良い木材の生産に努めている。令和 5 年 10 月に行われた G 7 貿易大臣会合ではメディアセンターでの PR 展示を実施しており、地元大阪産の良さを海外に発信しているところである。

「おおさか河内材」の販売を促進するために「おおさか河内材販売促進協議会」が設立されており、「おおさか河内材」に関わる関係団体等が一体となって、「おおさか河内材」を通した持続可能な林業振興を推進している。本市も同協議会を支援し、「おおさか河内材」供給量の確保や、付加価値を高めた木工商品化を後押しするなど、大阪の林業をさらに活性化する取り組みを進めている。

加えて、本市において林業を営む大阪府森林組合南河内支店では、木材を伐採から加工まで行う特に優れた企業であり、積極的な取組により、ウッドデザイン賞の受賞や、木材チップの利用において大手企業と連携しており、森林に関する高度な技術を有している。当該企業では、現在、森林のハード整備に限らず、森林環境教育分野における人材育成にも力を入れ、持続可能な社会の構築の一翼を担っている。

以上のことから、「おおさか河内材」の良さを生かした販売促進、ブランド化により売上高の向上を目指す地域経済牽引事業を促進することにより、持続可能な林業経営に繋げ、地域経済を活性化させ、促進地域全体への好循環化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かし、農林分野及び成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①河内長野市企業立地促進制度

(立地奨励金)

本市で新たに立地した市外事業者に対して、固定資産税及び都市計画税の 1/2 相当額の奨励金を交付

(事業拡張奨励金)

土地・建物を拡張・更新した市内事業者に対して、固定資産税及び都市計画税の 1/2 相当額の奨励金を交付

(雇用促進奨励金)

立地奨励金対象事業者が、本市民を正規雇用した場合、一人につき 10 万円の奨励金を交付

②河内長野市起業家支援事業補助金

本市内で起業または起業直後に必要な広告宣伝に要する経費の一部に補助金を支給する。

補助要件：本市による特定創業支援の証明書を発行している者 等

補助率：広告宣伝に要する経費の 50%

限度額：5 万円

③（仮称）河内長野市中小企業振興基本条例の制定

本市内の中小企業及び小規模企業の振興を重要な施策として位置付けるとともに、市や企業、市民等が果たすべきそれぞれの役割を明らかにし、協働して中小企業及び小規模企業の振興を促進することを定めた基本条例を制定する予定。令和 6 年度中に条例案を提出することを検討している。

④大阪府の企業立地の優遇制度（大阪府）

ア 企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対して補助金を支給する。

補助要件：投資額 1 億円以上 等

補助率：家屋・機械設備等の 5%（府内に本社等を持つ企業は10%）

限度額：3,000万円

イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する。

対象者：中小企業者

軽減額：対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を軽減

限度額：産業集積促進地域ごとに 2 億円

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

オープンデータ化の取組は民間サービスの創出が期待できることから、本市では、推進に向けた庁内の体制やデータ作成に係るルール作りを進めているところであり、本市が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいく。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、河内長野市環境経済部産業観光課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

（5）その他の事業環境整備に関する事項

府内ものづくり中小企業に対する総合的支援

大阪府では、府内ものづくり中小企業の技術革新や活性化を図るため、地方独立行政法人大阪産業技術研究所と連携し、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）において、販路開拓や産学連携、知的財産活用など総合的な支援に取り組んでいる。

（6）実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度～令和 10 年度	令和 11 年度 （最終年度）
【制度の整備】			
①河内長野市企業立地促進制度	実施	実施	実施
②河内長野市起業家支援事業補助金	実施	実施	実施
③（仮称）河内長野市中小企業振興基	条例案提出	実施	実施

本条例			
④大阪府の企業立地の優遇制度	実施	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①庁内の体制やデータ作成にかかるルール作り	検討	検討	検討
②各種行政情報等のオープンデータ化	検討	検討	検討
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 対応窓口の設置	実施	実施	実施
【その他の事業環境整備に関する事項】			
府内ものづくり中小企業に対する総合的支援	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、地方独立行政法人大阪府環境農林水産総合研究所や河内長野市商工会等の地域に存在する支援機関と十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用等を行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与することを目的に、平成 24 年 4 月に設立された。林業分野では、林業の安全性をテーマとした研究を林業関係者と共有し、安全で効率的な林業の後押しを行っていることや、令和 5 年度では森林所有者向け勉強会の講師として安価で効果的な森林・竹林の維持管理をテーマに講義を行うなど、持続可能な林業振興に向けた取組みを行っている。

②河内長野市商工会

昭和 36 年に設立され、現在は約 1430 事業所を会員としている。市内中小企業者の税

務、経理、労務など経営上のさまざまな相談をうけており、個別相談のほか、講演会や説明会の実施、セミナーの開催を行っている。

③株式会社日本政策金融公庫

資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図っている。

④ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する国内最大級の常設展示場を有する、大阪府と公益財団法人大阪産業局が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活動など総合的な支援を行っている。

⑤地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑥公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点、）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等）に取り組んでいる。

⑦大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が円滑に行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方に支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化

対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

②交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

P D C Aサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和11年度末日までとする。